

令和 8 年 9 月 9 日 宣告

令和 8 年（わ）第 7 8 号

邸宅侵入、窃盗被告事件

主 文

被告人を拘禁刑 1 年 6 月に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、A と共謀の上、窃盗の目的で、令和 8 年 1 月 5 日午後 3 時頃から同月 11 日頃までの間に、B が看守する佐賀市（住所省略）の空き家に、1 階東側勝手口ドアの施錠を外して侵入し、その頃、同空き家において、同人管理の金のインゴット 1 点（買取価格 2 4 8 万円）を窃取した。

（量刑の理由）

本件は、被告人が、友人である共犯者と共謀の上、空き家に侵入して、金のインゴット 1 点（買取価格 2 4 8 万円）を窃取したという事案である。

本件各犯行の態様は、事前に準備した工具を用いて施錠を外して空き家に侵入し、家屋内で二人がかりで物色して窃盗を遂げるという手慣れた悪質なものである。本件被害額は 2 4 8 万円と相当高額であり、被害結果は相当重大である。被告人は、ギャンブル等により借金を重ねている中で、共犯者から本件各犯行を持ち掛けられ、手っ取り早く金銭を得ようと安易に考えて、本件各犯行に及んだというのであり、その動機、経緯に酌量の余地はない。そうすると、被告人の刑事責任を決して軽視することはできない。

他方、本件各犯行を発案したのは共犯者であり、換金して得られた金銭の大部分を共犯者が取得していることなどからすれば、被告人は共犯者と比べて従属的な立場にあったと認められ、このような事情は被告人の量刑において相応に考慮すべきである。また、被告人が 5 0 万円、共犯者が 1 0 0 万円を負担して、被害者に対し

合計150万円の被害弁償を行っていること、被告人が当公判廷において罪を認めて反省の態度を示し、今後同様の犯行をしない旨誓約していること、被告人の祖母が当公判廷において被告人の更生に協力する旨述べていること、被告人には前科がないこと等、被告人のために酌むべき事情が認められる。

そこで、被告人に対しては、今回に限り、その刑の執行を猶予することとして、主文のとおり判決することとした。

(求刑 拘禁刑2年)

佐賀地方裁判所刑事部 裁判官 柴田大